

鹿児島市

障害福祉計画 第7期計画 障害児福祉計画 第3期計画

概要版



鹿児島市



はじめに

鹿児島市では、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、令和4年度に策定した「第五次鹿児島市障害者計画」及び令和2年度に策定した「鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画」に基づき、障害のある方々の自立と社会参加の促進や福祉サービスの充実、社会環境の整備など、各種施策を進めてまいりました。

近年、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化してきており、国においては、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、地域における生活の維持や障害児支援体制の整備など、様々な制度の見直しや整備が図られております。

本市では、こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、障害のある方々の自立支援体制に係る目標値や障害福祉サービス等の見込量などを設定した「鹿児島市障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画」を策定しました。

「第五次鹿児島市障害者計画」の実施計画と位置付けられる本計画では、地域生活支援や相談支援体制の充実・強化、就労選択支援のサービス追加など、これまでの取組の充実を図りながら各種施策を推進することとしております。

また、令和6年4月に施行する「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、言語としての手話への理解や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進などの取組についても、本計画とあわせて実施状況を確認し、着実に推進してまいります。

本計画のもと、関係機関との緊密な連携を図りながら、障害の有無にかかわらず、市民の皆様が地域で安心していきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました鹿児島市障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会の委員の方々をはじめ、関係各団体・機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメント手続を通じて貴重なご意見・ご協力を賜りました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

鹿児島市長 下鶴 隆央

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	令和8年度の目標値の設定.....	4
第3章	障害福祉サービス等及び通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びに見込量の確保のための方策.....	11
第4章	地域生活支援事業等の実施に関する事項.....	19
第5章	関係機関との連携に関する事項	25
第6章	計画の達成状況の点検及び評価	25

第1章 計画策定の趣旨

1 計画に係る法令の根拠及び計画期間

(1) 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定された「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として策定するものです。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」として策定するものです。

本計画は、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする鹿児島市障害福祉計画第7期計画及び鹿児島市障害児福祉計画第3期計画を一体の計画として策定します。

【参考】これまでの計画（3年ごとに策定）

令和 3～ 5年度	障害福祉計画第6期計画・障害児福祉計画第2期計画
平成30～令和2年度	障害福祉計画第5期計画・障害児福祉計画第1期計画
平成27～ 29年度	障害福祉計画第4期計画
平成24～ 26年度	障害福祉計画第3期計画
平成21～ 23年度	障害福祉計画第2期計画
平成18～ 20年度	障害福祉計画第1期計画

○障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

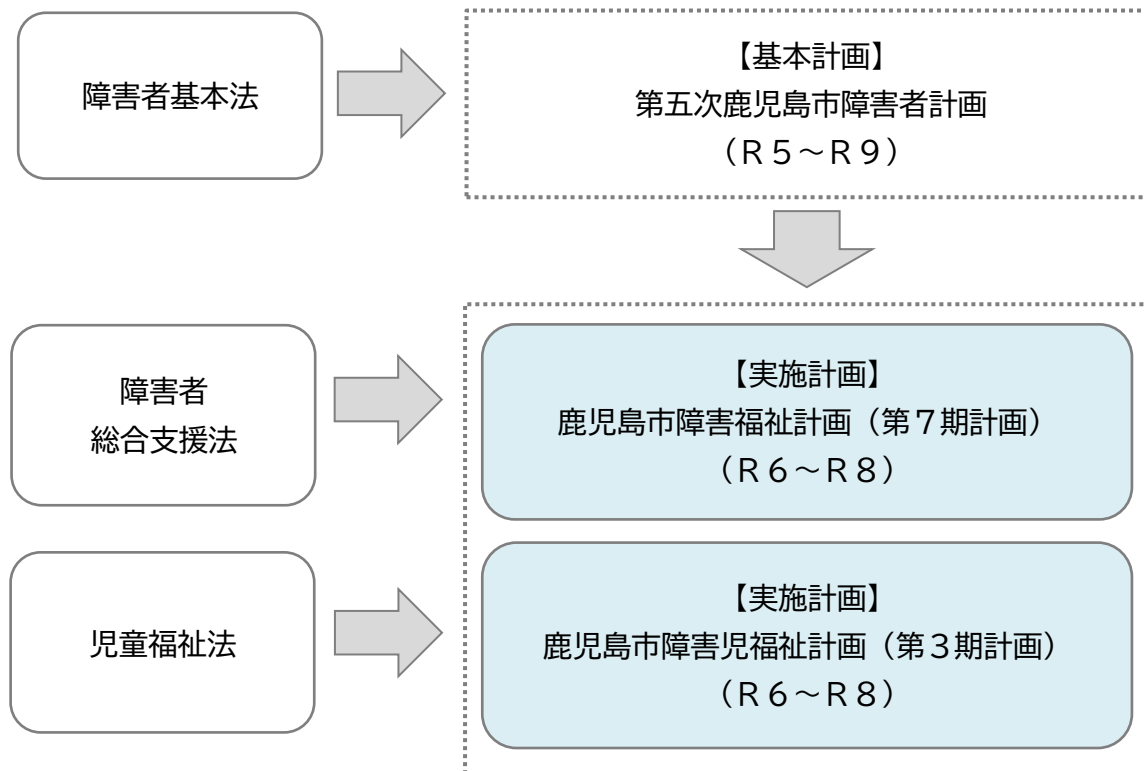
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 第五次鹿児島市障害者計画との関係

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関して目標値や提供方法を定めるもので「第五次鹿児島市障害者計画」の実施計画と位置付けます。



(3) SDGsとの関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた

2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

基本計画である第五次鹿児島市障害者計画において特に関連のあるゴール（下図の太枠）を掲げており、実施計画である本計画においても同様にSDGsのゴール達成に向け、本市の障害福祉を推進していきます。



2 計画の基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等（※）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

3 本計画に定める事項

本計画においては、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）に即して、次の事項を定めます。

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 令和8年度の目標値の設定
- (3) 障害福祉サービス等及び通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- (4) 地域生活支援事業等の実施に関する事項
- (5) 関係機関との連携に関する事項
- (6) 計画の達成状況の点検及び評価

※本計画における障害者等の範囲は、国の基本指針に基づき「身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児」とします。

第2章 令和8年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本市の方針	<p>① 令和8年度末までに、4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。</p> <p>② 令和8年度末の施設入所者数を、これまでの実績及び実情を踏まえて、4年度末の施設入所者数から3%以上減少させることを目指します。</p> <p>【目標値1-1】 地域生活移行者数 43人以上</p> <p>【目標値1-2】 施設入所者の削減数 22人以上</p>



2 地域生活支援の充実

2-1 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
本市の方針	障害者地域生活支援拠点の整備及びコーディネーターの配置を継続し、支援の実施状況等を踏まえ、今後の運用状況の検証等については、障害者自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上の協議を実施します。 【目標値2-1】 障害者地域生活支援拠点等 1か所以上 コーディネーター配置数 1人以上 運用状況の検証及び検討回数 年1回以上

○地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制です。

2-2 強度行動障害者への支援体制の充実

国の基本指針	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
本市の方針	令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携し、支援体制について協議します。 【目標値2-2】 強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握及び支援体制についての協議

○強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

3 福祉施設から一般就労への移行等

3-1・3-2・3-3 就労移行支援事業者等を通じた一般就労への移行

<p>国の基本指針</p>	<p>① 令和8年度中の一般就労移行者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>② 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値を定める。 具体的には、就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>③ 令和8年度末時点における、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>① 令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の数は、3年度の実績の1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>② 令和8年度中に一般就労に移行する人の数は、3年度の実績に比べ、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>③ 令和8年度末時点における、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。</p> <p>【目標値3-1】 一般就労移行者数 67人以上</p> <p>【目標値3-2】 就労移行支援事業からの一般就労移行者数 53人以上 就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数 11人以上 就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数 6人以上</p> <p>【目標値3-3】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所の割合 5割以上</p>

3-4・3-5・3-6 一般就労後の定着支援

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ② 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 ③ 都道府県等が地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。
<p>本市の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を3年度の実績の1.41倍以上とすることを目指します。 ② 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。 ③ ハローワーク等の雇用推進の関係機関と連携し、支援体制の構築を推進するための取り組みを進めます。 <p>【目標値3-4】 就労定着支援事業の利用者数 67人</p> <p>【目標値3-5】 就労定着率が7割以上の事業所の割合 2割5分</p> <p>【目標値3-6】 就労支援体制の構築の推進</p>



4 障害児支援の提供体制の整備等

4-1 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<p>国の基本指針</p>	<p>① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>令和8年度末までに、これまでの実績及び実情を踏まえて、次のとおり目標値を設定します。</p> <p>【目標値4-1】 児童発達支援センター 18か所以上 保育所等訪問支援事業所 142か所以上</p>

4-2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>令和8年度末までに、これまでの実績及び実情を踏まえて、次のとおり目標値を設定します。</p> <p>【目標値4-2】 主に重症心身障害児を対象とする 児童発達支援事業所 7か所以上 放課後等デイサービス事業所 9か所以上</p>

4-3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>保健、医療、障害福祉、保育、教育関係者等による障害者自立支援協議会医療的ケア児部会が、その協議の場となります。</p> <p>また、令和8年度末までに、医療的ケア児等が適正な保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、鹿児島県医療的ケア児等センターと連携を図るとともに、障害者基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所へ医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。</p> <p>【目標値4-3】 医療的ケア児部会の開催 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 30人 (うち障害者基幹相談支援センターへの配置 3人)</p>

5 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<p>① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>① 障害者基幹相談支援センターを活用して、相談支援体制の充実・強化等を図ります。</p> <p>② 個別事例の検討を通じた地域課題の解決に向けて、障害者自立支援協議会定例会と専門部会が連携して取り組みます。</p> <p>【目標値5-1】 障害者基幹相談支援センターの運営 1か所</p> <p>【目標値5-2】 定例会と専門部会の連携</p>

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	<p>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果について、関係部署や管内の指定事業者等と共有などを行う場である集団指導を活用し、障害福祉サービス等の質の向上に向けて取り組みます。</p> <p>【目標値6】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の確保</p>



第3章 障害福祉サービス等及び通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びに見込量の確保のための方策

令和8年度における目標値を達成できるように、6年度から8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などを行います。

(4) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護が必要な人に、主として昼間に施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の身体的機能または生活能力向上のために必要な援助を行います。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害者等を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所・入院者の場合36か月）、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

(4) 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

(5) 就労移行支援

一般企業等への就労希望者に、一定の期間（標準期間24か月）における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行います。

(6) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般企業等への就労に移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るための企業・自宅への訪問や障害者の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

(8) 療養介護

医療の必要な障害者で、常に介護が必要な人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談や要請があった際には、随時の対応も行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居する障害者に、主として夜間に相談その他必要な日常生活上の援助のほか、ニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護や相談、助言その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制で、主な機能として「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つがあります。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成などを行います。

(2) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

(3) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

5 障害児通所等支援

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

児童発達支援は、未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービスは、就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行います。

(2) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

(4) 障害児相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切にサービスを利用できるよう、障害児支援利用計画の作成などを行います。

(5) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する各種支援の調整を行います。

(6) 障害児の子ども・子育て支援等の利用受入れ

保育所や幼稚園等における障害児の受入れを行います。

6 発達障害者等に対する支援

(1)ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等

発達障害のある子どもと保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講等を促進します。

(2) ペアレントメンター

発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝える活動等を行うペアレントメンターの養成研修への参加を促進します。

(3) ピアサポートの活動

発達障害の子どもと保護者や本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動への参加を促進します。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

障害者自立支援協議会精神保健福祉部会を主な協議の場として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議を行います。

(2) 精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援

精神障害者に対し、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）のサービスを提供し、精神障害者が地域生活を送るために必要な支援を行います。

8 相談支援体制の充実・強化

(1) 障害者基幹相談支援センターの配置及び相談支援体制

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、連携強化に関する取組等を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 障害者自立支援協議会の開催

障害者相談支援事業の適切な実施及び地域の関係機関との連携強化等を推進するとともに、各種計画の策定及び進行管理を行う協議会を開催します。

9 障害福祉サービスの質の向上

(1) 障害福祉サービス等に関わる各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するため、県などが実施する障害福祉サービス等に関わる研修等に市職員が参加して、知識と技能の向上を図ります。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所等と共有することにより、適切なサービスの提供体制を構築し、質の向上を図ります。

(3) 実地指導結果等の関係部署との共有

適切なサービス提供に重点を置いた実地指導を行うことにより、事業者の気づきを促し、実地指導結果等について関係部署等と共有するとともに、不正受給等による指定取消事案等を無くすことで、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況等についても定期的に確認を行い、関係機関等と連携しながら推進します。

障害福祉サービス等の見込量（総括）

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	計画	計画	計画
訪問系サービス（1か月当たり）							
居宅介護	利用者数	968人	997人	1,018人	1,051人	1,085人	1,121人
	延利用時間数	19,333時間	19,278時間	19,503時間	19,725時間	19,949時間	20,176時間
重度訪問介護	利用者数	131人	144人	159人	184人	213人	247人
	延利用時間数	22,714時間	24,295時間	27,810時間	31,639時間	35,996時間	40,952時間
同行援護	利用者数	229人	225人	228人	228人	228人	228人
	延利用時間数	6,910時間	7,413時間	8,152時間	8,463時間	8,786時間	9,121時間
行動援護	利用者数	39人	37人	40人	40人	40人	40人
	延利用時間数	492時間	372時間	328時間	328時間	328時間	328時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	延利用時間数	0時間	0時間	0時間	30時間	30時間	30時間
日中活動系サービス（1か月当たり）							
生活介護	利用者数	1,664人	1,682人	1,707人	1,718人	1,729人	1,741人
	うち強度行動障害者数	—	—	—	21人	21人	21人
	延利用日数	33,471人日	33,445人日	34,006人日	34,175人日	34,345人日	34,515人日
	事業所数	76か所	78か所	79か所	80か所	80か所	81か所
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	13人	13人	7人	10人	10人	10人
	延利用日数	152人日	118人日	96人日	150人日	150人日	150人日
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	106人	100人	85人	85人	85人	85人
	延利用日数	1,180人日	1,235人日	1,328人日	1,328人日	1,328人日	1,328人日
	事業所数	11か所	10か所	9か所	9か所	9か所	9か所
就労選択支援	利用者数	—	—	—	—	35人	35人
	延利用日数	—	—	—	—	490人日	490人日
	事業所数	—	—	—	—	3ヶ所	3か所
就労移行支援	利用者数	175人	153人	149人	147人	145人	143人
	延利用日数	2,930人日	2,550人日	2,459人日	2,451人日	2,443人日	2,435人日
	事業所数	14か所	16か所	16か所	16か所	16か所	15か所
就労継続支援 A型 （雇用型）	利用者数	572人	603人	658人	686人	715人	746人
	延利用日数	10,854人日	11,370人日	12,206人日	12,715人日	13,246人日	13,799人日
	事業所数	33か所	35か所	38か所	40か所	41か所	43か所
就労継続支援 B型 （非雇用型）	利用者数	2,467人	2,557人	2,532人	2,694人	2,866人	3,049人
	延利用日数	40,228人日	40,977人日	43,209人日	45,854人日	48,661人日	51,639人日
	事業所数	138か所	148か所	147か所	156か所	166か所	177か所
就労定着支援	利用者数	47人	50人	52人	57人	62人	67人
	事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	8か所	9か所
療養介護	利用者数	122人	124人	124人	124人	124人	124人
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
短期入所	利用者数	293人	286人	342人	346人	350人	354人
	うち強度行動障害者数	—	—	—	15人	15人	15人
	延利用日数	2,515人日	2,437人日	3,698人日	3,806人日	3,932人日	4,079人日
	事業所数	44か所	51か所	61か所	61か所	62か所	62か所

	第6期・第2期計画			第7期・第3期計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	
居住系サービス（1か月当たり）							
自立生活援助	利用者数	14人	16人	14人	17人	20人	24人
	事業所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
共同生活援助	利用者数	865人	980人	1,152人	1,267人	1,394人	1,533人
	うち強度行動障害者数	—	—	—	6人	6人	6人
	事業所数	74か所	89か所	105か所	115か所	127か所	140か所
施設入所支援	利用者数	713人	708人	709人	701人	693人	685人
	事業所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
地域生活支援拠点（年間）	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	コーディネーターの配置人数	—	—	—	1人	1人	1人
	検証・検討実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
相談支援（1か月当たり）							
計画相談支援	利用者数	1,364人	1,330人	1,408人	1,509人	1,617人	1,733人
地域移行支援	利用者数	5人	11人	14人	17人	20人	23人
地域定着支援	利用者数	8人	7人	2人	2人	2人	2人
障害児通所等支援（1か月当たり）							
児童発達支援	利用児童数	2,854人	3,115人	3,214人	3,316人	3,496人	3,676人
	延利用日数	25,138人日	28,429人日	30,476人日	32,670人日	35,339人日	38,008人日
	事業所数	166か所	199か所	230か所	241か所	257か所	273か所
放課後等デイサービス	利用児童数	2,759人	3,214人	3,770人	4,422人	4,928人	5,434人
	延利用日数	31,563人日	36,049人日	42,316人日	49,672人日	55,049人日	60,426人日
	事業所数	207か所	237か所	284か所	333か所	370か所	407か所
保育所等訪問支援	利用児童数	115人	160人	246人	376人	441人	506人
	延利用日数	130人日	188人日	296人日	466人日	549人日	632人日
	事業所数	51か所	60か所	82か所	112か所	127か所	142か所
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数	3人日	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
	事業所数	1か所	3か所	5か所	5か所	5か所	5か所
障害児相談支援	利用児童数	1,108人	1,252人	1,406人	1,578人	1,727人	1,876人
医療的ケア児等コーディネーター	配置人数/年	17人	26人	30人	30人	30人	30人
保育所	利用児童数/年	673人	680人	675人	704人	745人	777人
幼稚園	利用児童数/年	8人	13人	24人	29人	32人	39人
認定こども園	利用児童数/年	393人	375人	368人	371人	377人	379人
放課後児童クラブ	利用児童数/年	396人	421人	448人	426人	426人	426人
発達障害者等に対する支援（年間）							
ペアレントプログラム等支援プログラム	受講者数	16人	25人	20人	30人	30人	30人
ペアレントトレーニング等	受講者数	70人	66人	55人	60人	60人	60人
ペアレントメンター	人数	3人	5人	5人	5人	5人	5人
ピアサポート活動	参加人数	386人	440人	476人	390人	390人	390人

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	計画	計画	計画
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（年間）							
保健、医療及び 福祉関係者 による協議の場	開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	関係者の 参加者数	23人	23人	23人	22人	22人	22人
	評価等実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
地域移行及び 地域生活に かかる支援 (利用者数/月)	地域移行支援	10人	11人	14人	17人	20人	23人
	地域定着支援	4人	3人	2人	2人	2人	2人
	共同生活援助	374人	539人	498人	547人	601人	661人
	自立生活援助	10人	10人	14人	17人	20人	24人
	自立訓練 (生活訓練)	—	—	—	46人	46人	46人
相談支援体制の充実・強化（年間）							
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援 体制の強化	指導・助言 件数	16件	26件	25件	24件	24件	24件
	人材育成 支援件数	14件	14件	14件	14件	14件	14件
	連携強化 実施回数	9回	8回	10回	12回	14回	16回
協議会	開催回数	—	—	—	2回	2回	4回
定例会	事例検討回数	—	—	—	4回	4回	4回
	延べ参加 相談事業所数	—	—	—	200事業所	200事業所	200事業所
	延べ参加 関係機関数	—	—	—	18機関	18機関	18機関
専門部会	設置数	—	—	—	5部門	5部門	5部門
	開催回数	—	—	—	8回	8回	8回
障害福祉サービスの質の向上（年間）							
各種研修等の 活用	市職員参加人数	3人	7人	4人	4人	4人	4人
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	共有体制	有	有	有	有	有	有
	共有回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
実地指導結果等の 関係部署との共有	共有体制	有	有	有	有	有	有
	共有回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

第4章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、地域生活支援事業のほか、各種の事業を実施します。

1 理解促進・啓発事業

障害や障害者等に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

2 自発的活動支援事業

(1) 本人活動支援事業

障害者本人による地域の清掃活動などのボランティア活動を支援します。

(2) ボランティア活動支援事業

障害者及びその家族等の団体が行う障害者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供など、障害者等に対するボランティア活動の支援を行います。

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

- ① 障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。
- ② 緊急の支援が必要な障害者に対して、一時的な保護を行います。

(2) 地域生活支援拠点（地域移行のための安心生活支援）

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障害者等を対象に、入居契約手続、関係機関との連絡・調整等の支援を行います。

4 成年後見制度利用支援事業

身寄りが無い等の理由により、後見開始の審判を申し立てる人がいない知的障害者または精神障害者を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

5 日常生活用具給付事業

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

6 移動支援事業

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に外出時の支援を行います。

(2) ゆうあい福祉バス運行事業

障害者グループからの要請により、ゆうあい福祉バス（リフト付きバス）を運行します。

7 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）及び発達障害児（者）等に対して、家庭療育等についての相談、助言及び指導を行います。

8 福祉ホーム事業

住宅の確保が困難な障害者に対し、設備を備えた低額な居室を提供します。

9 訪問入浴サービス事業

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害者に対し、移動入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

10 日中一時支援事業

障害者等を介護する人が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

11 スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇の活用を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催します。

12 自動車運転免許取得・自動車改造助成

身体障害者等が免許を取得するために要する費用及び身体障害者等が所有する自動車を改造するために要する費用を助成します。

13 更生訓練費支給事業

就労移行支援及び自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給します。

手話言語・障害者コミュニケーション条例に関する取組（14～18）

14 意思疎通支援事業

（1）手話言語・障害者コミュニケーション条例推進事業

手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、その周知やそれぞれの促進を図る取組を行い、障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実による共生社会の実現を目指します。

（2）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障害者等の意思疎通を支援します。

（3）手話通訳者設置事業

本庁・各支所に手話通訳者を配置し、各種の案内と手続の支援を行います。

15 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講習会を実施します。

16 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業

（1）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

高いレベルの手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者及び要約筆記者を養成するため、各種講座を実施します。

（2）手話通訳者確保推進事業

資格取得の難易度の高い手話通訳者を増やすため、講座を開催し、ろう者の社会参加を促進します。

（3）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

17 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

（1）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者（盲ろう者）に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した登録通訳・介助員を派遣し、コミュニケーション及び移動の支援を行います。

18 点字・声の広報

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「かごしま市民のひろば」の点字版と音声版を作成します。

19 重層的支援体制整備事業の対象事業

(1) 障害者基幹相談支援センター（障害者基幹相談支援センター機能強化事業）

障害者やその家族等からの総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者基幹相談支援センターを運営します。

(2) 地域活動支援センター事業

在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会等を提供します。

20 児童虐待防止対策等総合支援事業の対象事業

(1) 巡回支援専門員整備事業

乳幼児相談専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を訪問し、職員や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。



地域生活支援事業等の見込量（総括）

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	計画	計画	計画
相談支援事業 (年間)	実施箇所数	17 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所
成年後見制度 利用支援事業 (年間)	申立人数	1 人	0 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	助成人数	39 人	34 人	45 人	45 人	45 人	45 人
日常生活用具給付事業（年間）							
介護訓練 支援用具 自立生活 支援用具 在宅療養等 支援用具 情報・意思 疎通支援用具 排せつ管理 支援用具 住宅改修費	件数	36 件	59 件	58 件	58 件	58 件	58 件
		109 件	87 件	118 件	118 件	118 件	118 件
		160 件	161 件	159 件	159 件	159 件	159 件
		301 件	304 件	284 件	284 件	284 件	284 件
		12,117 件	11,995 件	12,035 件	12,048 件	12,061 件	12,074 件
		11 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件
移動支援事業（年間）							
移動支援事業 (1か月当たり)	利用者数	422 人	413 人	418 人	423 人	428 人	433 人
	延利用時間	5,388 時間	5,560 時間	5,547 時間	5,535 時間	5,522 時間	5,509 時間
	事業所数	75 箇所	73 箇所	74 箇所	74 箇所	74 箇所	74 箇所
ゆうあい福祉 バス運行事業	実利用者数	1,632 人	2,492 人	2,990 人	3,100 人	3,100 人	3,100 人
障害児等療育支援事業 (年間)	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
福祉ホーム事業 (年間)	利用者数	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人
	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
訪問入浴サービス事業 (年間)	延利用者数	3,266 人	3,050 人	3,263 人	3,157 人	3,157 人	3,157 人
	事業所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
日中一時支援事業 (1か月当たり)	利用者数	280 人	262 人	270 人	298 人	298 人	298 人
	事業所数	49 箇所	51 箇所	55 箇所	55 箇所	55 箇所	55 箇所
スポーツ・レクリエーション教室開催等（年間）							
身体障害者 スポーツ大会 知的障害者 スポーツ大会 身体障害者1日 レクリエーション 知的障害者レクリ エーション教室	参加者数	中止	204 人	238 人	200 人	200 人	200 人
		中止	中止	579 人	600 人	600 人	600 人
		291 人	331 人	379 人	330 人	330 人	330 人
		134 人	329 人	60 人	60 人	60 人	60 人
自動車運転免許取得・自動車改造助成（年間）							
自動車運転 免許取得 自動車改造	助成件数	7 件	8 件	8 件	8 件	8 件	8 件
		17 件	16 件	19 件	22 件	22 件	22 件

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		実績	実績	見込	計画	計画	計画	
更生訓練費支給事業 (1か月当たり)	利用者数	215人	191人	201人	201人	201人	201人	
意思疎通支援事業(年間)								
手話通訳者派遣事業	派遣回数	3,478回	3,308回	3,252回	3,350回	3,350回	3,350回	
要約筆記者派遣事業		306回	385回	432回	400回	400回	400回	
手話通訳者 設置事業	配置人数	7人	7人	7人	7人	7人	7人	
手話奉仕員養成研修事業(年間)								
入門編	修了者数	88人	73人	83人	65人	83人	65人	
基礎編		62人	80人	67人	72人	57人	72人	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(年間)								
手話 通訳者 養成 講座	通訳Ⅰ	修了者数	26人	21人	30人	25人	25人	25人
	通訳Ⅱ		18人	27人	15人	23人	23人	23人
	通訳Ⅲ		24人	19人	16人	20人	20人	20人
	要約筆記者養成講座		7人	7人	6人	10人	10人	10人
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業 (年間)	派遣回数	118回	97回	96回	200回	200回	300回	
点字・声の広報(1か月当たり)								
点字版	作成部数	220部	220部	220部	220部	220部	220部	
音声版		230本	230本	230本	230本	230本	230本	
地域活動支援センター事業(年間)								
Ⅰ型	利用者数 (市内)	2,011人	2,107人	2,345人	2,535人	2,740人	2,962人	
	利用者数 (市外)	143人	173人	213人	223人	233人	243人	
	実施箇所数 (市内)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	実施箇所数 (市外)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
Ⅱ型	利用者数 (市内)	1,448人	1,365人	1,310人	1,279人	1,279人	1,279人	
	実施箇所数 (市内)	7か所	7か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
Ⅲ型	利用者数 (市内)	404人	500人	523人	598人	598人	598人	
	実施箇所数 (市内)	2ヶ所	2か所	2ヶ所	2か所	2か所	2か所	
巡回支援専門員 整備事業 (年間)	配置人数	7人	7人	7人	6人	6人	6人	
	相談者数	1,598人	1,515人	1,370人	1,370人	1,370人	1,370人	
	巡回回数	503回	395回	640回	640回	640回	640回	

第5章 関係機関との連携に関する事項

1 障害者施策推進協議会

障害者施策推進協議会における関係団体等の意見を踏まえ、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 障害者自立支援協議会

本計画の推進に関し、関係団体等からの幅広い意見を反映させる協議を行うほか、定例会や部会における地域課題の検討を通じて、障害福祉サービス等についての関係機関との連携を深め、その提供体制の充実・確保を図ります。

3 連携・協力

本計画の推進に当たっては、障害者自立支援協議会等を通じて、障害者団体、医療機関、教育機関、ハローワーク等の関係機関と連携・協力し、総合的かつ効果的な実施に努めます。

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

目標値の達成状況や、サービス見込量等の進捗状況について、障害者自立支援協議会に毎年度報告し、同協議会における点検・評価、意見等を踏まえ、その達成状況等に応じた見込量確保の方策や取組方法等を検討し、事業の推進に生かします。

